

第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託に係る事業者選定として、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

小山市長 浅野 正富

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、第三期 小山市工業振興基本計画策定支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。また、実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月10日(火)まで

2. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 小山市物品購入等入札参加資格者名簿（営業種目：行政政策コンサルティングまたは産業振興コンサルティング）に登録してあること。ただし、登録事業者以外のものであっても、二次審査の実施日までに随時登録申請を行うことによって本条件を満たしたとみなすことができる。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(5) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (7) 小山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 6 条、第 12 条及び第 13 条の規定に違反しない者であること。
- (8) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (10) 平成 27 年度から本プロポーザル参加申込書等の提出までの期間に国または地方公共団体からの発注によって、「総合計画」または「産業振興計画」等の工業振興に関する計画の策定支援業務を受託した実績があること。

3. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内容	日程
(1) 公告（募集の開始）	令和 7 年 3 月 25 日（火）
(2) 質問書の受付期間	令和 7 年 3 月 25 日（火）から 令和 7 年 3 月 31 日（月）
(3) 質問に対する回答（随時）	令和 7 年 4 月 1 日（火）まで
(4) 企画提案書の受付期間	令和 7 年 4 月 2 日（水）から 令和 7 年 4 月 14 日（月）
(5) 一次審査(書類審査)	令和 7 年 4 月 15 日（火）から 令和 7 年 4 月 17 日（木）
(6) 一次審査結果通知	令和 7 年 4 月 18 日（金）
(5) 二次審査(プレゼン)	令和 7 年 4 月 23 日（水）
(6) 審査結果通知、結果の公表	令和 7 年 4 月 28 日（月）
(7) 契約締結	令和 7 年 6 月上旬

4. その他

本プロポーザルに関する詳細は、別紙「第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。

5. 問い合わせ先

小山市 産業観光部 工業振興課

住 所：〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1（小山市役所）

電 話：0285-22-9399(直通)

メール：d-kougyo*city.oyama.tochigi.jp

（セキュリティ上、*を@と読み替えること）